

令和4年9月27日

議会改革検討会 座長 黒沢 仁 様

福島市議会議長 真田 広 志

### 議会基本条例施行状況について(諮問)

福島市議会基本条例第34条並びに議会基本条例施行状況管理要綱第2条に基づき、施行状況の確認と基本条例の目的達成のための取り組み及び基本条例の改正や関連規則要綱等の見直しの必要性について諮問いたします。

#### 記

#### 1 議会基本条例の施行状況を確認する項目

##### (1)市民に開かれた議会

- ① 市民に分かりやすい言葉及び表現の方法を用いた議会運営
- ② 市民に分かりやすい委員会での議論
- ③ 政務活動費に係る収支報告書等の公開
- ④ 本会議、委員会及び協議の場の公開
- ⑤ 市民との情報の共有、積極的な情報公開の推進、市民への説明責任
- ⑥ 市民参加の推進

##### (2)議員間の自由闊達な議論、討議を行う議会

- ①本会議、委員会での議員間の自由討議
- ②政策討論会の開催

##### (3)政策立案や政策提言を積極的に行う議会

- ①議員、委員会の積極的な政策立案
- ②市長等に対する政策提言

##### (4)その他議会改革検討会として確認が必要と思われる項目

#### 2 その他議会基本条例の改正や関連規則要綱等の見直しが必要と認められるもの

## 福島市議会基本条例(抜粋)

(見直し手続)

第34条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検討するものとする。

2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の改正その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 議会は、前項の規定によりこの条例を改正するときは、必要に応じて市民の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

逐条解説(抜粋)

【趣旨】

□本条は、この条例の見直し手続について定めたものです。

【解説】

□第1項は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検討することを定めたものです。

□第2項は、この条例の見直し手続きについて定めたものであり、議会は、市民の意見や社会情勢の変化等を十分考慮し、必要に応じて条例の改正などの措置を講じていくものです。

□第3項は、議会は、前項の規定よりこの条例を改正するときは、必要に応じて市民の意見を聴くためにパブリック・コメント等の必要な措置を講ずることを定めたものです。

## 議会基本条例施行状況管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福島市議会基本条例(平成26年条例第20号。以下、「議会基本条例」という。)第34条に規定する見直し手続に関する施行状況の管理について定めることを目的とする。

(施行状況の管理)

第2条 議長は、毎年9月に議会基本条例の施行状況を管理するため、具体的な確認事項を提示し、議会改革検討会に、議会基本条例の施行状況の確認について諮問する。

2 議会改革検討会は、前項の諮問を受け、速やかに議会基本条例の施行状況について確認、検討するものとし、検討の結果を議長に答申するものとする。

(見直し手続)

第3条 議長は、前条の答申があった場合、速やかに当該内容を各派代表者会に報告し、必要に応じて議会基本条例に関する見直しの手続きをとるものとする。

2 前項によるほか、議長は、必要に応じて議会基本条例に関する見直しの手続きをとるものとする。

(条例改正の検討)

第4条 議長は、議会基本条例の改正の必要があると認められる場合には、議会基本条例の改正に関する調査及び検討するための特別委員会を設置するものとする。

(その他必要な措置)

第5条 議会基本条例の施行状況の管理に関し、その他必要な措置については、議長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月2日より施行する。